

○龍ヶ崎市ネーミングライツ事業実施要綱

令和２年１月８日

告示第１号

(趣旨)

第１条 この要綱は、市が所有する施設等（以下「施設等」という。）に愛称を命名する権利を民間事業所等に付与すること（以下「ネーミングライツ事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の基本原則)

第２条 市長は、ネーミングライツ事業を実施するに当たっては、施設等の設置の目的に支障を生じない範囲内で行うとともに、当該施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

２ 市長は、ネーミングライツ事業により決定した愛称を、当該ネーミングライツ事業の契約期間中、使用するものとする。ただし、条例等の規定及び変更等が困難である媒体等における当該施設等の名称の表示その他やむを得ない事由がある場合については、この限りでない。

(規制業種等)

第３条 次に掲げる業種又は事業者は、ネーミングライツ事業による契約の当事者となることができない。

- (１) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項の風俗営業、同条第５項の性風俗関連特殊営業その他これらに類似する業種
- (２) 貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項の貸金業
- (３) 占い、運勢判断等に関する業種
- (４) 興信所、探偵事務所等
- (５) 債権取立て、示談引受け等を行う業種
- (６) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの、行政機関からの行政指導又は行政処分を受け、改善がなされていないものその他各種法令に違反して事業を行っているもの
- (７) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続中の事業者

- (8) 国税又は地方税を滞納している事業者
- (9) 暴力団（龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年龍ヶ崎市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団又はその構成員の威圧を利用している事業者、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している事業者等
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者
（愛称の要件）

第4条 ネーミングライツ事業により表記する愛称は、公共の施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものとし、龍ヶ崎市広告掲載事業実施要綱（平成15年龍ヶ崎市告示第111号）第3条に規定する内容を含まないものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、愛称の表現について、募集の際に条件を付することができる。

（命名権の付与期間）

第5条 ネーミングライツ事業に係る命名権（以下「命名権」という。）を付与する期間は、3年以上10年以下とする。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、市長が別に定める期間とする。

（募集）

第6条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たっては、施設等ごとに募集方法、命名権に係る対価（以下「命名権料」という。）の予定価格、選定方法その他ネーミングライツ事業について必要な事項を定め、市公式ホームページ又は市広報紙への掲載等により広く募集するものとする。ただし、施設等の運営形態その他の事由により公募によることが適当ではないと認めるときについては、この限りでない。

（応募）

第7条 ネーミングライツ事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、龍ヶ崎市ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）

に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書（様式第2号）
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 最新の事業計画書
- (5) 直近の事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- (6) 直近の国税及び地方税に係る納税証明書
- (7) 同意書（様式第3号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（決定及び通知）

第8条 市長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、次条に規定する審査会に意見を求め、その審査の内容及び結果を尊重し、ネーミングライツ事業に係る採用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、応募者に対し、龍ヶ崎市ネーミングライツ事業採用（不採用）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（審査会）

第9条 ネーミングライツ事業による契約相手方を選定し、及び施設等の愛称、命名権料等を審査するため、龍ヶ崎市ネーミングライツ審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、副市長及び部長をもって充てる。

3 審査会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ副市長及び総務部長をもって充てる。

4 委員長は、審査会の事務を総理し、審査会の会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

6 審査会の会議は、前条第1項の規定により意見を求められた場合に、委員長が招集する。

7 審査会の会議は、非公開とする。

（契約の締結）

第10条 市長は、第8条第1項の規定による採用の決定を受けた応募者

（以下「命名権者」という。）との間で、ネーミングライツ事業に関する契約を締結するものとする。

（命名権料の納入）

第11条 命名権者は、龍ヶ崎市財務規則（平成15年龍ヶ崎市規則第19号）に定める納入通知書により、年度ごとに一括で命名権料を納入しなければならない。

2 前項の命名権料の納入は、第8条第1項の規定により決定を受けた愛称の使用を開始する年度分については当該開始する日の1月前までに、次年度以後の分については当該年度が開始する日の1月前までに行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、命名権者と協議の上、命名権料の支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

（命名権の取消し）

第12条 市長は、命名権者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の規定による採用の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第8条第1項の決定を受けたとき。

(2) 第8条第1項の決定を受けた後に第3条の規定による規制業種等に該当することとなったとき。

(3) 指定した期日までに前条に規定する命名権料の納入がないとき。

(4) 法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあると市長が認めたとき。

(5) 社会的又は経済的信用が著しく失墜することとなったとき。

(6) 命名権者から契約解除の申し出があったとき。

(7) その他契約の履行が困難であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により採用の決定を取り消したときは、龍ヶ崎市ネーミングライツ事業採用決定取消通知書（様式第5号）により命名権者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により採用の決定を取り消した場合は、前条の規定により既に納入された命名権料については、返還しないものとする。ただし、命名権者の責めによらない事由その他市長がやむを得ないと認める事由によるときは、この限りでない。

(費用の負担)

第13条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、市公式ホームページ、市広報紙等の作成に係る経費を負担するものとし、施設等の看板の変更その他の経費については、命名権者が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、命名権者との協議により、費用の負担区分を変更することができるものとする。

3 契約期間の満了及び契約の解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とする。

(指定管理者との協議)

第14条 指定管理者制度導入施設に係る愛称の使用に関し必要な事項については、市、指定管理者及び命名権者が協議して定めるものとする。

(茨城県屋外広告物条例の遵守)

第15条 命名権者は、対象施設及び施設案内看板等への愛称の表記については、茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）の規定を遵守しなければならない。

(次期の契約)

第16条 命名権者は、当該契約期間満了後の最初の当該施設等の命名権に関する契約について、優先的に交渉することができるものとする。
ただし、公募により市にとって明らかに有利な条件が提示される可能性が高い場合その他市長が特に認める場合は、この限りでない。

(応募の内容の取扱い)

第17条 市長は、ネーミングライツ事業に係る応募の内容（命名権者に関するものを除く。）については、公表しないものとする。

(所掌事務)

第18条 ネーミングライツ事業の募集、申込みの受付、事業採択の通知及び命名権料の収納は、当該施設等を所管する課等において処理する。

2 審査会の庶務は、総務部財政課において行う。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年3月31日告示第103号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
電 話

龍ヶ崎市ネーミングライツ事業申込書

龍ヶ崎市ネーミングライツ事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

施 設 等 名 (正式名称)		
フリガナ 愛 称		
愛称の理由 (応募の動機)		
命 名 権 料 (希望金額)	年額 万円(期間合計 万円) (消費税及び地方消費税を含む。)	
希望契約期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月間)	
付帯的な提案	(命名権料のほか、御提供いただける付帯的な提案がある場合は、記入ください。)	
希望付帯権利	(施設利用や商品PR等の特典を希望する場合は、記入ください。)	
連 絡 先	担当者	
	部署	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

様式第2号(第7条関係)

事業概要書

(年 月現在)

ふりがな 名 称	
設立年月日	年 月 日
従業員数	人
資 本 金	円
沿 革	
業務内容	
主な実績	

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

所在地
名 称
代表者氏名
(自署又は記名押印)

同 意 書

私は、次に掲げる事項について同意をします。

- 1 私及び私が代表する団体は、暴力団又は暴力団員と関係を有していません。
このことの確認を龍ヶ崎市長に求められたときは、照会に必要な役員名簿等を提出します。
また、このことの確認のため、龍ヶ崎市長が警察署その他の官公署に対し照会を行うことに同意します。
- 2 私及び私が代表する団体は、事業の遂行に当たり、各種法令に違反し、又は所管する行政機関からの行政指導若しくは行政処分を受け、改善を行っていないことはありません。
このことの確認のため、龍ヶ崎市長が関係行政機関に対し照会を行うことに同意します。
- 3 私及び私が代表する団体は、龍ヶ崎市ネーミングライツ事業実施要綱に定める規定を遵守します。

様式第4号(第8条関係)

龍 第 号
年 月 日

名 称
代表者氏名 様

龍ヶ崎市長 印

龍ヶ崎市ネーミングライツ事業採用(不採用)決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、次のとおり決定しましたので通知します。

☐ 採用	施設等名	
	愛 称	
	契約期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月間)
	命名権料	年額 万円(契約期間合計 万円) (消費税及び地方消費税を含む。)
	そ の 他	
☐ 不採用 (理由)		

様式第5号(第12条関係)

龍 第 号
年 月 日

名 称
代表者氏名 様

龍ヶ崎市長 印

龍ヶ崎市ネーミングライツ事業採用決定取消通知書

年 月 日付け龍 第 号で採用の決定があったネーミングライツ事業について、次の理由により取り消しましたので、龍ヶ崎市ネーミングライツ事業実施要綱第12条第2項の規定により通知します。
なお、既に納入された命名権料については、同条第3項の規定により返還いたしません。

施 設 等 名	
愛 称	
取消年月日	年 月 日
取 消 理 由	

様式第 1 号 (第 7 条関係)
様式第 2 号 (第 7 条関係)
様式第 3 号 (第 7 条関係)
様式第 4 号 (第 8 条関係)
様式第 5 号 (第 1 2 条関係)